【規程番号　神女院Ｖ－002】

神戸女子大学大学院外国人研究生規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院研究生規程に基づき、研究を希望する外国人（以下「外国人研究生」という。）の受け入れに関し、必要な事項を定め、学術交流の促進と学術の進展に寄与することを目的とする。

第２条　外国人研究生の受け入れは、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第３条　外国人研究生を受け入れる時期は特に定めず、出願に応じて審議する。

第４条　外国人研究生を志願できる者は、永住権を持たない者で、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者、又はこれと同等以上の学力を有する者で、特定の事項に関して指導を受け研究しようとする者。

(2) 特定の事由を有する者で、研究科長が承認する者。

第５条　外国人研究生の志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究生願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

(4) 写真１枚（3 か月以内に写したもの）

(5) 出身大学長等による推薦書（書式自由）

(6) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願 3 か月以内に作成したもの）

(7) 研究に必要な言語能力を客観的に証明する書類（出願書類に明記されているもの）

(8) 住民票の写し（提出）及び在留カード（提示）

(9) 保証人誓約書（所定の用紙）

第６条　外国人研究生の研究期間は１年又は半年とする。ただし、１年を超えてさらに研究を継続する必要があるときは、研究期間の延長を願い出ることができる。

２　前項の願い出を行う者は、第 5 条に定める書類のうち、第 1 号及び第 4 号の書類を提出しなければならない。

３　第１項の願い出があったときは、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が研究期間の延長を許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第７条　外国人研究生が研究を中止しようとするときは、その理由を付し、指導教員、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

第８条　外国人研究生として受け入れが許可された者の授業料は半期、家政学研究科 35,000 円、文学研究科 30,000 円、健康栄養学研究科 35,000 円、看護学研究科 40,000 円、心理学研究科 35,000 円とし、所定の期日までに納付しなければならない。なお、実験・実習などに要する費用は別に徴収することがある。

第９条　研究報告書を提出した者には、願い出により研究証明書を交付する。

第10条　この規程の改廃は、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和４年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日より施行する。